

# 藤原為家の幼年時代

佐藤恒雄

## 一 はじめに

藤原為家の幼名は、「三名」である。漢字の表記に異同はなく、ただそれをどう呼称したかについては、「みな」か「みつな」くらいが考え及ぶところで、何れと確定しがたいところはあった。ところが、『明月記』紙背文書の中に、「みみやう」と仮名書きにした用例が見つかって、実際には「みみよう」と呼称されていたと判明した。本稿は、そのことに関連することから若干について考察することを目的とする。

## 二 建仁元年三月二十二日記紙背

『明月記』建仁元年三月二十二日の記事の紙背に、以下のような消息(女房奉書)のあることが確認される。『翻刻明月記紙背文書』<sup>(紙背)</sup>の釈文(8—17建仁元年三月二十二日記紙背)を参考に、若干の異を網かけで示して読み下してみる。

⑤大こせん十九日にカ□□□□かもに

たて□もられて候いつしか

二人にすてられまいらせて候

こゝろのうちはをしはかり□□

⑥みなせ殿さまには

さふらひ□□一人

くして

ふなかくし二とかや

①御めのとまカりかへたく候さ□□

申はかりなく候てねたくこそ候へ

⑦大うちへたつね

られけるに

さも候つる

よにうらやましくて

②御をもきらひこそよにいとをし□

ミみやうの御心のうちおもひしらせ候はん

⑧こそわんきくわうゐん

こひしくて候つる

③むま殿はめづらしからずさこそ

おかしく候へとくくかへらせ給へかし

⑨さぶらはせ給はましかバと

うちみてこそ候つれ

④とぶらひもまいらせ

うれし□<sup>（か）</sup>りもまいらせめでたさも申  
候はん

⑩むま殿にむかはせ給

たらんよりハ

よく候な□□□<sup>（かしくカ）</sup>

この文書についての私の釈文と、現代語訳（前半）を記すと、以下のとおりである。

【釈文】①御めのと、りかへたく候さ□□<sup>（まカ）</sup>、申はかりなく候て、

ねたくこそ候へ。②御をもきらひこそ、よにいとをし□、  
ミみやうの御心のうちおもひしらせ候はん。③むま殿は  
めづらしからず、さこそおかしく候へ、とくくかへらせ  
給へかし。④とぶらひもまいらせ、うれし□<sup>（か）</sup>りもまいらせ、  
めでたさも申候はん。⑤大□□□十□□かもにたて□も  
られて候。いつしか二人にすてられまいらせて候、こゝろ  
のうちは、をしはかり□□。⑥みなせ殿さまには、さぶら  
ひ□□一人くして、ふなかくしニとかや。⑦大うちへたつ  
ねられけるに、さも候つる、よにうらやましくて。⑧こそ  
のくわんきくわうゐん、こひしくて候つる。⑨さぶらはせ  
給はましかバと、うちみてこそ候つれ。⑩むま殿にむかは  
せ給たらんよりハ、よく候な。□□□<sup>（かしくカ）</sup>。

【現代語訳】（前半）御乳母を取り替えたか思いますのは、  
（今の乳母は）言いようもなく酷いお人で、憎たらしくさ  
えごいます。（三名が）人見知りして泣き出すところは、  
とても可愛らしく、（その）三名の御心の中を、どうか（私  
に）思い知らせてくださいな。（乳母の）馬殿には特にめ  
ずらしくなく（とも）、（私は）とにかく喜んで迎え入れた  
い気持ちでいっぱいです。（ですから）一刻も早く（私た  
ちの目の届く定家の膝下へ）帰らせてほしいと願っている

のです。(そうすれば、いつでも)訪ねて行って、うれしがつても見せ、可愛くてしようがない気持ちも(私の口から)申し上げたいのです。

(以下、意味不明多く、省略に従う。)

【語釈】○御めのと、りかへたく候さ□

底本「御めのとりかへたく」。冒頭の一句で文字も大きくきつぱりと書いているのに、踊り字を脱しているのだからうか? 「御目の」「御女の」何れであれ、その場合格助詞の「の」は不要で、「御めの取り替へたく」では熟さない。「御乳母取り替えたく」であれば、以下の文章への接続関係も明瞭となる。

○むま殿はめづらしからず、さこそおかしく候へ、

底本「むま殿、めづらしからず、さこそおかしく候へ」。「むま殿、」の踊り字は「は」と訓ますべき文字であろう。「さこそおかしく候へ」の冒頭を「さ」と訓むのは苦しく、「とも」と訓めぬかと思ひ廻らしてみたが、「こそ」には続きゆかない。やはり「さ」と訓むしかないかと思う。「さこそおかしく候へ」の「をかし」は、本義の「喜んで迎えたい」意なので、馬殿ではなく、消息記主の思いとして解釈できる。

○こぞのくわんぎくわうめん、こひしくて候つる。

「去年の歎喜光院、恋しくて候ひつる」。ほぼ一年前の、中将殿(良輔)主催の花見行のことと思われ、そのとき同行した女房の中に、消息記者もいたと思われる。『明月記』当日の条を引用して示す。

(正治二年閏二月二十二日)午時許参上、両三度昇降、明日、中将殿(良輔)相具女房、可歴覧歎喜光院、承之由、今日議定了、

(閏二月二十三日)午時許参上、小時相具女房、車二両出、中将殿、女房車二両「已上皆垂下簾」、次予与与州(能季)同車、知範、件車光輔車借寄、次国行車「国照」清水坂」、又乗、次御車「頼康乗之」、川原北行、自祇園西、入歎喜光院、如形有歌、次引入車法勝寺之間、丑寅方所衆等有之云々、仍即出了、昏黒帰参宮、退下、

○「おもひしらせ候はんな」の「な」は、終助詞。相手や他に対して、…してほしいと、願ひ望む意を表すのに用いられる語法。「思い知らせてくださいよ」の意。

「めでたさも申候はんな」の「な」も、終助詞。自分自身…したいと願ひ望む意を表す。「可愛くてしようがない私の気持ちも申し上げたいのです」。

○定家に対して、ここまでズケズケと物が言える女性は、

その姉たちのうちの誰かであると推測される。同じ紙背文書の中に、一年余り前の類似の内容の文書もある。

(5—12 正治二(一一二〇〇)年正月九日紙背)

まいらせたまふことにて候はむずれば／□□□□へ□□とと  
□□しておはします事のうれしさよ／なに事もとくく  
身づからぞ申候べき。三名の／御事も行すゑとをく／

(後欠)

(5—13 正治二(一一二〇〇)年正月十日紙背)

身づから申候はむとて、おもふばかりは／□□□□さぶらひ  
なむ、又ふかくの□□□□／

一品の宮の御事も、かいあるやうにて見まいらせ、むかしにかはらずおはします事にて候うれしさの、わらはの心には、いたくとままりておぼえ候□□／

この二通一連の文書は同筆で、そうすると筆跡の異なる8—17の当消息は別筆だと見なければならぬ。内容から(5—12)(5—13)は、八条院に仕えて、一品宮昇子内親王の養育係として尽瘁した、定家姉健御前(法名「みあみ」)の筆跡である可能性が大きく、とすれば、この消息は誰か別人のものとなるであろう。

### 三 明月記事に見る三名の動靜 (I)

三名誕生の年、建久九(一一九八)年の『明月記』は、二月末まで完存しているが、三月以降は残らず、この年についてはその動靜を確認することはできない。ただ、葵祭のころに三名(為家)は誕生したかとする稲村栄一氏の説が、二月二十七日の記事「今日木工ノ頭兼定祭ノ使ヲ催サル、当月妊夫人之由ヲ申ス」を基に提示されているのみで、誕生して以降八箇月足らずの間の動靜は把握できない。けれども常識的に考えて、定家邸において養育されていたことは、次年度記事への継続という観点からみても、妥当な事と思われる。

さて、翌正治元(一一九九)年、三名(為家)二歳時の、年間の動靜をたどってゆくと、以下のとおりである。基本的に、定家邸において養育されており、乳母宅はその痕跡すら窺うことはできない。(括弧内は推定による私の補い。)

正治元年正月七日

(一一九九) (二歳)

異腹の兄小男定継、清家と改名  
具して中宮任子に参り、兼実の  
御前に参ずるに、良経引導せし

め給い、過分の賞翫の仰せに預かる(明)。

正月十六日

定家、小男清家を相具して、大炊殿(式子)・三条殿(俊成)に参る(明)。

三月一日

定家、前日妻室を相具して嵯峨に行き向かい、この日高倉に行き両小児ら(清家・三名)を相具して九条に帰る。「即行高倉、相具両小児等帰九条」(明)。

三月十九日

両児(清家・三名)、定家室に伴われ日吉社に参詣、日入りて帰来す。「今暁女房「軽服之後」、両児乗車参詣日吉、日入帰来「参祇園」」(明)。

三月二十四日

定家、腰痛治療に湯治を試みるべく、小児ら(清家・三名)を相具し乗車して嵯峨に行向かう。「巳時許被昇載車向嵯峨、湯治。小児等相具」(明)。

四月十八日

定家、嵯峨を出で昏黒九条に帰

る。これ以前、妻室小児(三名)を相具して帰宅す。「先是、女房小児相具帰了」(明)。

七月十三日

十一日来小児(三名)病惱、小女の病惱二十日に余るもなお毎日発り、小男(清家)又兩三日温気あり、三人の子共に瘧病(わらわやみ)に罹患す。天下の瘧病勝て計うべからず(明)。

八月三日

小児(三名)の所惱甚だ重く、腹取(如来房尼)を喚び寄せて之を取らしむ(明)。

十二月十一日

三名、魚食。乳母営む所の饗膳の後、定家相具して先ず中宮任子の台盤所に参り、乳人忠弘懐に抱きて殿下兼実に見参、手本と造物を賜り、種々の感言を蒙る。夜、三歳年長の女子(後の民部卿典侍)着袴。定家思う所ありて中宮の御衣を申請、着せしめてこれを行う。「此子於事

十二月十八日

物吉、自今所為悦也」「兩人随分吉事無為遂了、為悦」(明)。定家、三名を相具して(良経邸にか)参上、女房(妻室)の見参に入りて退下す(明)。

清家への改名披露の挨拶まわりを、年初に行い、年末には三名の魚食と女子の着袴を行って、これも披露の挨拶回りをして、両にらみで嫡男を考えようとしているかに見える。事実そうではあるのだけれど、外戚に恵まれた出自のよい三名の誕生は、定家に俄然希望を与えたはずである。

これ以後急速に三名に傾いてゆくことになるのは致し方ないところであろう。

さて正月七日に清家(さらに後光家と改む)と改名した異腹(先妻季能卿女腹)の兄は、「兄先ツ父命二逆ラヒ、齡三十二及ビテ未ダ仮名ノ字ヲ書カズ」(建保元年五月二十二日)とあるのを、そのまま三十歳、元暦元(一一八四)年生まれとして、正治元年のこの年は十六歳である。その清家は「小男」と呼称されている。対してこの年二歳の三名は「小児」、三歳年長の姉は「小女」と呼ばれ、「兩人」は女子と三名とである。その他この前後の呼称の内、「両小児

ら」「小児ら」「小児二人」「両児」も、余りに年齢は離れているけれども、「予元来胤子少シ、僅カニ二人ノ男(光家と為家)已ニ仮名ノ字ヲ書カズ」云々と言っていることなどから判断して、これらも新しく生まれた三名の方に比重をかけつつ、しかしあまり差のない言い方で、三名と清家を指していると見てよいと考える。二人の他に男子はいないからである。

さて三名養育の話に戻って、基本的にこの年正治元年度は、定家邸において養育されており、乳母宅はその痕跡も窺えないのである。

#### 四 明月記記事に見る三名の動静(Ⅱ)

ところが、その翌年の正治二(一一一〇〇)年、三歳の年になると、事態は一変する。三月十日の「三名、乳母の子病患により、定家宅に将来さる」とか、七月六日「三名、乳母の許より帰来」、また八月四日の「三名、乳母の許に向かひ了んぬ」、八月十一日「三名、四条の乳母宅より帰来」などの言に明らかのように、養育の本拠は定家邸ではなく、乳母邸に移っているのである。その中間に位置する正月の紙背文書一具二通(九日前と十日前)は、どちらを指し示しているのであろうか? 「三名の御事も行すゑとを

く「身づから申候はむとて」と、一品宮昌子内親王に近仕して、心ゆくまでの奉仕を引き合いに出しての物言いから判断すれば、昨年末からの短い期間に、四条の乳母邸に養育の本拠が移されたことを意味しているのではあるまいか。二月三日の記事には、三名が清家や小女と一緒に定家邸にいたる気配は感じられない。

(一一〇〇) (三歳)

正治二年正月九日前

正治二年正月十日前

五—12 紙背文書(前記)

五—13 紙背文書(前記)

正治二年二月三日

定家、妻室と小男(清家)小女らを伴い、春日祭上卿(右大臣家実)の南都下向行列を見物す(即為見物出、「相具女房・小男・小女云々」(明)。(三名の名見えず)

二月七日

三名乳母定家邸に來り、梶原滅亡のこと等を語る(三名乳母來語梶原滅亡事等、其余党等追捕之間、京并辺土多以有事云々)

三月十日

(明)。

三名、乳母の子病患により、定家宅に將來さる(三名來、乳母子有病、仍將來云々)(明)。

三月二十一日

三名、日來無為、この日小瘡多く出で、疑うらくはヘナモ(水疱瘡)か、二十三四日温氣出で添い、月末に至り治癒、沐浴す。この病近日世間の小兒に流行す(三名日來無為、仍夜前令小浴之處、今朝身聊治、未時許小瘡多出、疑ヘナモ歟、近日世間小兒等有此事云々)(明)。

七月六日

三名、乳母の許より歸來、定家に伴われ中宮任子御所に參ず(三名、自乳母許歸來、午時許令參御所)。七日八日十一日十二日二十三日二十四日も(明)。

七月十五日

申時許雨止之後、女房相具小兒二人(清家・三名)向三条坊門、乘燭程還來、(坊門局病氣見舞)

八月四日

三名、向乳母許了、

をそり、巳時許に還来す(朝行

八月十一日

三名、四条の乳母宅より帰来、

三名乳母宅、髪ヲソリ、巳時許

昨日より痢気ある(申時許三名

還来)(明)。

来、自昨日有痢気云々、殊以恐

十一月二十四日 定家、夜三名乳母宅に宿す(今

歎、酉時許参御所、入夜退下)

夜宿三名乳母家、此事雖不可然、

も、中宮任子御所に参す(明)。

依有所便来宿也、人定処異怪歎、

八月二十八日

定家、午時許に式子御所大炊殿

女房所相具也)(明)。

に参じ、帰路四条の三名乳母宅

に立ち寄りて、夜帰来す(午時

二月七日の記事に、乳母がやってきて梶原景時滅亡のこ

許参大炊殿、帰路四条三名乳母

とを語ったとある。梶原景時は、石橋山合戦で頼朝を救つ

宅、入夜帰、小阿射賀新地頭補

たことから侍所所司兼厩別当となつて権勢を振るい、頼朝

改之由、有中將消息之間事也、

没後も宿老十三名に加わっていたが、結城朝光を二代將軍

(明)。

頼家に讒言したことから、千葉・三浦・和田氏ら御家人た

九月十日

三名来、(欠文アリ)不用地頭

ちの反發を招いて失脚、一族とともに相模一宮に逃れ、や

奇怪之由、所知小阿射賀了、

がて甲斐の武田有義を擁立して對抗しようとしたが、正治

九月二十日

定家、三名を相具して、法性寺

二年正月二十日、駿河清見関付近の狐崎で討たれた、とい

殿(兼実)の例講に参ず(巳時

う。都にもその噂はすぐに伝えられ、『明月記』正月二十九

許参南殿、御参御堂了、追参上、

日条には、「梶原景時、蒙頼家中將勘当、逐電之間、天下

……参東殿「相具三名」、退下)

可警衛之由、沙汰之。又申院云々。依之世間頗物騒歎」と

(明)。

あり、また二月二日の条には、「人云、景時已被討了云々。

十一月十六日

定家、朝三名乳母宅に行き、髪

未知其旨」とあつた後、七日のこの記事となる。乳母は最

新のニュースを携えて定家邸にやってきて、梶原が滅亡した時のいまま少し詳しいこととか、その余党の者たちを追捕しているので、京でも地方でも物騒なことが多々生じていると語ったりしたのである。乳母の関心も旺盛であるところをみると、おそらくは関東育ちのかなり押し強い、男勝りの女性だったのではあるまいか。

三名はこの年、「ヘナモ」（水疱瘡）に罹患して十日ほども苦しんだ（三月二十一日以下の条）。この病は近日世間の小児の間に流行していたという。三月十日に定家宅に呼び返されたのは、乳母子の一人（孝弘である）が同じ病に罹ったからだだったと思われる。

八月二十八日の記事により、その乳母の住まいは、四条にあったと知れる。忠弘の住まいは「信乃小路高倉近辺」（『明月記』正治二年八月一日条「夜半過聞、青侍等云、忠弘宅群盗入、私底取雑物、僅存命云々、信乃小路高倉近辺、怖畏難堪」）（「信乃小路」は九条大路北、「高倉」は東洞院大路東）にもあったが、いくつかある屋敷の一つ、四条の家が三名養育の場所とされていたのであった。

三名を乳母の許から呼び返して、後鳥羽院后藤原任子御所に参上することも多かった。二年先の叙爵への前奏である。また定家自身も乳母宅に赴いて、（三名のカ、自身の

カ）髪をそって帰ったり（十一月十六日）、妻とともに宿泊したり（十一月二十四日）することもあったようであるが、世間ではあまり例のないことだったか、定家は恥ずべきこととして弁解につとめている。

## 五 明月記記事に見る三名の動靜（Ⅲ）

そして、乳母邸での養育が一年余りに及んだ、建仁元年三月二十二日の少し前のころ、かなり激しいことを連ねた問題の紙背消息は認められたのであった。

（一一〇一）（四歳）

建仁元年三月二十二日前 御乳母取りかへたく候ふさま云々…三名、人見知りする幼児として可愛がらる。「御をもきらひこそよにいとをしく」（『明月記』建仁元年三月二十二日紙背消息）（八—17）

四月二十五日

三名、瘡病に罹患、伯父静快阿闍梨護身を加うるも、今日殊に重し。「廿五日、天晴。依三名発日、不他行。静闍梨加護身、

巳時發了。今日殊重。貧家祈禱無力、旁無為方、歎而有余」

(明)。

十一月十九日

三名、夕刻より温気あり、終夜病悩するも、二十日は別事なく、健御前に具せられて日吉参詣、通夜す「自夕三名忽有温気、終夜悩」「朝後三名無別事、未一点許出京、参詣日吉」「健御前被具」、入夜宮廻、通夜」(明)。

建仁二年二月十六日  
(一一〇二) (五歳)

三月十一日

定家妻、三名と共に日吉社に参籠す(今暁、女房・小児共参籠日吉)(明)。

定家、この日初めて妻を相具して冷泉高倉の家に入りて一寝、九条邸を残しながらこれ以後ここを本居とす(即被向三条坊門、相具女房、密々入冷泉高倉、小食了一寝「文義来、聊令修祭」)(明)。

四月十七日

為見稻荷祭、小児等(清家・三名)令向棧敷(明)。

四月二十三日

この年の『明月記』は残るところ少なく、熊野御幸従駕の記事と冬記が比較的まとまっているが、三名の記事は乏しい。四月二十五日と十一月十九日の記事は、定家邸の女房・尼衆たちの強い要望が定家の聞き入れるところとなつて、正治元年以前、また建仁二年以後のように、定家邸に養育の本拠が移されてからの記事と思われる。明確な判断はできないが、三名が乳母邸から帰来したり、呼び戻されたといった文言がないことに鑑みて、そう判断しておきたいと思う。そして、建仁二年度。

五月二十一日

行一条東洞院辺棧敷、(明)。  
三名、定家に伴われ、兼実の向殿に参る(夜退下「三名参向殿」)(明)。

五月二十五日

三名、俄に温氣、發心地の疑いあり（今日申時許、三名俄有温氣、無程寤了、有發心地疑）。

二十七日（昏黒以後退下、騎馬向冷泉、三名、午時許重發之由聞之間、急馳、只今寤云々）二十九日にも重發（今日、三名、依冷泉近、於祇陀林地蔵、可試之由、昨日示了、定無其驗歟、重發之間、心中更無為方）、六月一日蓮華王院において落得す

（申始許、凌雨狂出帰京、依家不審也、初夜鐘之程、着冷泉、三名、今日於蓮華王院落得云々、喜悅無極、沐浴、偃臥、聊慰心）（明）。

三名、定家に伴われ（乳人相具して輿に乗り）日吉社參、參籠通夜して二十八日に帰宅す（明）。

七月九日

三名、腹痛痢氣數日に及ぶ（三

八月十七日

名腹痛、痢氣雖非指大事、漸經數日、尤驚思之也）（明）。

八月二十五日

權中将高通朝臣より三名の料として贈られたる、夜前駒牽の駒を、三名母これを請取る（明）。三名、腹痛六月より今に平減せず、今日赤痢の氣あり（三名腹痛、自六月于今不平減、今日有赤痢氣、為歎無為方）（明）。

八月二十七日

三名、所悩なお輕減せず、定家資元朝臣をして痢病祭を修せしむ（三名猶所悩不輕、以資元朝臣、令修痢病祭）（明）。

十一月十九日

三名、叙爵。叙従五位下。一品昇子内親王御給、朔旦叙位（公補）。

水無瀬に祇候中の五月二十五日以下の「發心地」（瘡病）の記事では、五歳になった三名に対する定家の必死の思いが、文章から惻々と伝わってくる。蓮華王院において「落得」の報に、読者も一緒になって極まらない喜悅を味わい、

「よかった」と胸をなでおろして、心から安堵することに  
なるのである。

六月から始まった長引く「腹痛」にも、定家は悩まされ  
ている。この年になると、三名を嫡男とする構想は確実に  
固まっていると見える。

最後の叙爵は、「一品昇子内親王御給」とある。昇子内親  
王（後の春華門院）は、後鳥羽天皇第一皇女、母は兼実女  
宜秋門院藤原任子。八条院の猶子となり、建暦元年十七歳  
の若さで崩御された。建仁二年のこの年、内親王は八歳。

定家の姉には、八条院坊門局、八条院三条、八条院権中納  
言、八条院按察、八条院中納言（健御前）がおり、御子左  
家と八条院の關係は深いものがあつたし、加えて主家九条  
家から立后した任子所生の内親王であるという、二重の関  
係から、当年度の年爵をかう権利が三名に与えられての叙  
爵であつた。

## 六 おわりに

三名は、建久九（一一九八）年四月葵祭のころに誕生  
（二歳）して以来、正治元年（二歳）中は、十二月末に至る  
まで、基本的に定家邸において養育されている。乳母宅で  
の養育に切り替わつたのは、正治元年歳末から翌二年正月

中の間と見られる。二月三日の条の記事に三名は含まれて  
いないので、この時は既に乳母宅に移動していたものと思  
われる。そして正治二年の内は、基本的に四条にある乳母  
宅において養育されていて、何か事ある度に定家邸に呼び  
戻され、長引く病氣治療や公的な挨拶まわりに赴くといつ  
たありかたが、常態だったと見られるのである。

そこで、本消息に披瀝されているような不満や苦情が、  
三名を何時でも見て可愛がりたいと心底から思っている定  
家邸内の女房や尼衆たちからは、強い要望として、定家の  
もとに寄せられていたに違いない。何しろ最初の清家は才  
能も乏しい凡庸な人物であつたところへ、二番目に誕生し  
たのは出自もしっかりした嫡男候補の男児だったのでから、  
定家邸の女房・尼衆たちは、色めき立つたはずである。

かくてこの消息が内容とするような訴えが、定家の許に  
寄せられ、定家も容れるところとなつて、事態は改善され  
たであろう。再度また定家の膝下において養育されること  
となり、建仁元年から二年のころには、旧に復し、また定  
家邸において養育されている記事ばかりになるのである。

三名（為家）の乳母は、定家腹心の家司で乳人でもあつ  
た藤原忠弘（入道賢叔）の妻で、乳母子孝弘たちの母で  
あつた。<sup>(注)</sup>本消息でその乳母は、「むま殿」と呼ばれている。

女房名「むま殿」は、夫忠弘の官名「右馬允」（正治元（一一九九）年二月二十二日以前「右馬允」）元久二（一一二〇五）年十一月三十日「転任右衛門尉」）に因むものであった。そしてこの乳母は、伊勢国小阿射賀御厨の預所職と地頭代官職の一代の所有者（前記讓状）で、関東の情勢にも旺盛な関心を寄せる女性であった。おそらくは鎌倉育ちの、かなり押し強い男勝りの性格の持ち主だったのであるまいか。

本消息によつて、為家の幼名「三名」の呼称が、仮名書きで「みみやう」と表記されているので、「ミミヨウ」と呼ばれたことは確かである。どんな理由でかくも奇妙な名が付けられたのか。仏教関係の語彙にも、『大漢和辞典』にも見えないことばで、命名の由来も意味するところも不明のままである。博雅の諸氏の教示を待ちたいと思う。

最後に、周辺の同音の語について、触れておきたい。「微妙」の字音は「みめう」（呉音）で、「微妙なその心中を」と解釈しうるかに見えるものの、「微妙の」であることと、「みめう」の表記の異なりは大きく、その解は否定されねばならないであろう。また「冥」は「みやう」と表記され「みよう」と発音されたが、「み冥」の語彙はない。かくて、「名」もまた「みやう」と表記され、「三名」は「みみよう」

と発音されたのであった。

【注】

(1) 『冷泉家時雨亭叢書 別巻一 翻刻明月記紙背文書』（朝日新聞社、二〇一〇年二月）。

(2) 稲村栄一氏は、『明月記』建久九年二月二十七日条の「今日木工頭兼定祭ノ使ヲ催スモ、当月姪夫人ノ由ヲ申ス。但、使明日モ来ルベキ由、之ヲ称シテ歸リ了ヌト云々」とある記事について、「祭使は賀茂神社の祭の奉幣使。四月中西日が祭日。その月にあたって出産予定の「夫人」があり、産穢に触れるため領状できないことであろう。因みにこの年、為家が生れており、関係があるか」と注する（『訓注明月記』第一巻一五〇頁注三）。三月以降という条件にも合い、為家誕生時期の有力情報として、首肯されてよい。

(3) 文永五年十二月十九日付阿仏御房宛融覚讓状（冷泉家讓状第一狀）に「伊勢国小阿射賀御厨の預所職 并地頭代官 御ば、孝弘母 存日のほどはさてをきて候その、ちは御ば、が定にその（傍書 安嘉門院右衛門佐殿 阿仏房）御沙汰にて候べし」云々とある。

（さとう）つねお 本学文学部教授